

## よくあるご質問 Q & A

### [補助対象者]

補助対象者は誰ですか	<p>兵庫県内で、旅館業法の営業許可を得て、以下の①～③を営む宿泊事業者が対象です。</p> <p>① 旅館・ホテル（旅館業法第2条第2項） ② 簡易宿所（旅館業法第2条第3項） ③ 下宿（旅館業法第2条第4項）</p> <p>ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者は除きます。</p>
兵庫県外の事業者は補助対象になりますか	<p>県外の事業者でも申請は可能ですが、県内にある宿泊施設で実施した整備が対象となります。</p> <p>県外の事業者が申請する場合は、様式第1号の「1 事業者区分」に、整備を行った県内の宿泊施設を記載してください。</p>
なぜ宿泊施設だけが補助金の対象となるのですか	<p>宿泊施設は、飲食店や小売店に比べ滞在時間が長く、宿泊者同士、宿泊者と従業員の共有スペースや接触機会が多いことから、宿泊施設におけるパブリックスペースでの感染症拡大対策を重点的に支援することとしました。</p> <p>他の事業者については、県で別メニュー（中小企業等事業再開支援事業）が準備されています。</p>
民泊の施設は補助金の対象とならないのですか	<p>住宅宿泊事業法による民泊施設は、宿泊者同士、宿泊者と従業員の接触機会の多いパブリックスペースが想定されていないことから対象外としています。</p> <p>なお、旅館業法の簡易宿所は対象となります。</p>
県内で複数の宿泊施設を運営していますが、この場合の補助額はどうなりますか	<p>県内で複数の宿泊施設を運営している場合は、最大2つの宿泊施設を対象に上限60万円まで申請いただけます。</p> <p>なお、<b>申請は1事業者1回限り</b>となっていますので、2施設分をまとめて申請してください。</p>

### [補助対象経費]

対象となる経費はどのようなものですか	<p>令和2年4月7日から9月30日までに整備及び購入を行い、かつ当経費の支払が完了した①～⑤にかかる経費</p> <p><b>ただし、消費税及び地方消費税は除きます。</b></p> <p>① 宿泊施設内のロビー・受付、食事処等パブリックスペース（客室を除く）及び送迎用車両において、感染症拡大防止のために整備する設備の導入にかかる経費          (例) サーモカメラ、換気扇、天井扇（シーリングファン）、空気清浄機、サーキュレーター、飛沫感染防止アクリル板、透明ビニールカーテン、パーテーション、自動消毒液噴霧器（ノータッチ式ディスペンサー）、人感センサー付き照明器具、非接触体温計、キャッシュレス機器、オンライン決済システム、キーレスシステム、機能水生成器、殺菌・消毒用機器、料理提供方法変更に必要な食器類、立ち位置表示用のプレート、繰り返し使うことができる个人防护具（布マスク、フェイスシールド等）</p> <p>② ①を整備するための工事費、送料          ③ リース等により導入した場合の初期導入費          ④ 宿泊施設内のパブリックスペース（客室を除く）における感染症拡大防止のための改装にかかる経費          ⑤ 補助対象経費の振込手数料</p>
--------------------	--

対象外経費はどのようなものですか	<p>① 補助対象経費にかかる消費税及び地方消費税</p> <p>② 客室内の整備にかかる経費</p> <p>③ リース等により導入した場合の定期的なリース料等の経常的経費 (リース等の場合は、初期導入経費を対象とする。)</p> <p>④ 消耗品にかかる経費 (例) 使い捨ての個人防護具(使い捨てマスク、ゴム手袋等)、消毒液、手洗い用洗剤、使い捨て容器 等</p> <p>⑤ 広告宣伝にかかる経費 (例) ポスター・チラシ、のぼり旗、ネット等の制作、印刷、媒体費</p>
対象期間はなぜ4月7日以降なのですか	兵庫県に緊急事態宣言が発令された日以降に整備した施設を対象としています。
飛沫感染防止アクリル板は、アクリル以外の素材も対象となりますか	飛沫感染防止に資するものであれば、ガラス製、木製、段ボール製等のものも対象となります。
便器自動洗浄システムは対象となりますか	新型コロナウイルス拡散防止のためにはトイレの蓋を閉めてから洗浄することが望ましいとされていることから、便器自動洗浄システムは対象となりません。
機能水生成器、殺菌・消毒用機器として、次亜塩素酸水を生成または噴霧する機器は対象になりますか	新型コロナウイルスの感染防止対策として何が有効かは政府でも検証されておりますが、まだはっきりしていないことも多いため、感染防止対策としてすでに購入されている場合は対象とします。
消毒液入りディスペンサーは対象となりますか。	消毒液入り自動消毒液噴霧器(ノータッチ式ディスペンサー)も対象となります。 消毒液は消耗品のため、対象外となります。
今回のコロナ対策で消毒液を大量購入し各客室に設置した場合も対象外ですか	消毒液は消耗品のため対象外であり、また、客室内の整備であることから対象外となります。
料理提供方法変更の為の食器はどのようなものですが	部屋食、一人盛りの食事を提供するため等、料理提供方法変更のために購入した食器類であれば対象となります。
設置費(施工費)は対象となりますか	設置費(施工費)も対象となります。
送料も対象となりますか	送料も対象となります。
電化製品等の保証料は対象となりますか	電化製品等の保証料は対象となりません。
振込手数料は対象となりますか	補助対象経費の振り込みにかかる手数料は対象となります。
感染症拡大防止のための改装はどのようなものですか	ロビー・受付や大浴場等で混雑を避けるために行う改装等、感染症拡大防止のための改装が対象となります。
支払いを確認できる書類を破棄してしまいましたが、申請できますか	領収書、レシート、金融機関等の振込記録等、支払いが確認できる書類がない場合は、補助対象となりません。

クレジットカードで支払った場合も対象となりますか	クレジットカードの支払明細書等により、補助対象の購入、支払実績が確認できる場合は対象となります。
代表者や従業員が立替払いをした場合は対象となりますか	対象期間内に申請事業者が経費を負担したことがわかる書類の提出がない場合は、対象となりません。
これから購入予定の物品も対象となりますか	実績に対する支給となりますので、購入済の物品のみが対象となります。
館内の消毒は対象となりますか	対象となりません。
エアコンのクリーニングは対象となりますか	対象となりません。
エアコンは対象となりますか	空気清浄機能がついているものは対象となります。
アクリル板の抗菌加工は対象となりますか	対象となります。 加工内容がわかるようにして申請をお願いします。
大浴場に設置していたコップの代わりに、紙コップのディスペンサーを設置した場合、対象となりますか	対象となります。
お客様同士の間隔を確保するため、座卓を長いものに変える場合、対象となりますか	お客様同士の距離を保つためにご準備いただきます場合は対象となります。
ディスペンサーを設置するための台は対象となりますか	対象となります。 ディスペンサーの設置用に使用している写真を提出してください。
オゾン発生器は対象となりますか	対象となります。
網戸は対象となりますか	パブリックスペースであれば対象となりますが、客室は対象外です。
複数施設を運営する場合、上限は60万円となっているが、60万円の設備を1つ設置する場合は対象となりますか	対象となります。
代引き手数料も対象となりますか	対象となります。
共同使用する水道蛇口止水栓の自動水栓への交換は対象となりますか	部品代、工事代ともに対象となります。

【申請手続き】

申請に必要な書類は何ですか	以下の①～⑥を提出してください。 ① 交付申請書及び実績報告書 ② 誓約書 ③ 旅館業法の許可証もしくは営業証明書の写し ④ 領収書やレシートの写しなど購入金額がわかるもの ⑤ 施設内における整備状況が分かる写真（購入物ごとにそれぞれ1枚） ⑥ 振込先口座と口座名義が分かる通帳等の写し
申請手続きはどのように行うのですか	郵送で、申請書と添付書類を提出してください。 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、ご持参による提出はご遠慮ください。 申請書類の到達の有無に関するお問い合わせについてはお答えいたしかねますので、できるだけ簡易書留やレターパックなど郵便物の追跡ができる方法でお送りください。
対策を追加で行いましたが、再度申請できますか	申請は1事業者1回限りとなっています。 上限額に達していない場合でも、追加の申請、申請の変更はできません。
申請書提出後の金額訂正は可能ですか	できません。
申請書類を返却してもらえますか	できません。 写しが必要な場合は、提出前にコピーをしておいてください。
受付期間が変更になることはありますか	予算の上限に達した場合は、受付期間中でも受付を終了します。その場合、ひょうご観光本部のHPでお知らせします。
申請状況にかかる問い合わせは可能ですでしょうか	申請書類の到達の有無、処理状況に関するお問い合わせについてはお答えいたしかねます。 スムーズな処理のため、ご協力をお願いします。
支給額の通知はありますか	通知は行いません。 ただし、申請に対象外経費が含まれる等、申請額からの減額が必要な場合は支給額を書面で通知します。
支給が完了した旨の通知はありますか	通知は行いません。 ただし、募集終了後に到達した申請については、審査は行わず、申請書記載の電子メールアドレス宛にその旨連絡します。その場合も申請書送料等の返還には応じられませんのでご了承ください。
申請者と別名の口座への振込は可能ですか	振込口座は申請事業者ご本人の口座に限ります。法人の場合は当該法人の口座に限ります。
振込先口座の通帳はないがどうすればよいですか	通帳を作成されていない場合は提出不要です。ウェブ通帳やキャッシュカードがあればそのコピーを提出してください。確認書類が添付できない場合、申請書の内容に誤りがないか十分に確認いただき、申請をお願いします。
申請書の「経費」欄には、領収書の合計額を書くこととなっていますが、1つの領収書に補助事業対象外経費も含まれている場合はどうすればよいですか	領収書の合計額から対象外となる金額（税別）を差し引いた額を記載してください。 例えば、1つの領収書の合計税別金額が38,250円で、その額に対象外となる使い捨てマスクの税別金額が17,500円含まれている場合は、 $38,250 - 17,500 = 20,750$ 円が経費額となります。（記載例の「領収書、写真台紙」（ケース3）をご覧ください）

<p>レシートに、商品ごとの税込価格が記載されている場合は、消費税額をわざわざ計算してから差し引かなければいけませんか</p>	<p>消費税及び地方消費税は対象外となります。        ご面倒ですが、消費税を計算して差し引いて申請してください。        例えば、領収書の合計金額が税込で 253,440 円だった場合、消費税 23,040 円を差し引いた額 230,400 円が経費額となります。(記載例の「領収書、写真台紙」(ケース 2) をご覧ください)        さらに、同じレシートに使い捨てマスクなどの対象外品目が含まれている場合はその税込額も合わせて差し引いてください。(記載例の「領収書、写真台紙」(ケース 4) をご覧ください)</p>
<p>今般の申請に関して自己負担分の全部または一部を国等の補助金を充てることは可能ですか</p>	<p>当補助金の対象となる部分は、他の団体の補助金では利用できません。対象としない部分については、他の団体の補助金を利用して結構です。ただし、他の団体の補助金の対象とならない場合もありますので、各補助金の要件をご確認ください。</p>
<p>代理人による申請は可能でしょうか</p>	<p>できません。        ご本人の申請をお願いします。</p>
<p>押印は会社印、代表者印、代表者個人印どれが必要ですか</p>	<p>法人の場合は当該法人の印(代表者印、会社印いずれでも可)で押印してください。申請者が、支店長、支配人等の場合は、支店長印、支配人印等を押印してください。        法人でない場合は、代表者個人印(認印も可)を押印してください。</p>
<p>領収書ではなく請求書での申請は可能ですか</p>	<p>対象経費の支出の確認のため、領収書、レシート等、支払が確認できる書類の提出をお願いします。        支払手続きの手続き上、請求から支払までに時間がかかる場合は、請求書で申請いただき、後日、支払が確認できる書類を提出いただいても結構です。様式第 1 号のチェックリストの「領収書やレシートの写しなど購入金額がわかるもの」欄に、先に請求書で申請する旨、記載してください。ただし、補助金の支払は、支払が確認できる書類の提出後となりますので、ご注意ください。        また、支払は必ず 9 月 30 日までに完了するようお願いいたします。完了しない場合は対象外となります。</p>
<p>レシートに日付がない場合はどうしたらいいですか</p>	<p>購入先に相談して、日付の入った領収書(手書きでも可)を発行していただき、日付のないレシートと合わせて申請してください。</p>